

官報

号外 昭和二十二年十二月十二日

○第二回参議院會議錄第二号

昭和二十二年十二月十一日(木曜日)午後四時三十分開議

議事日程第一号

昭和二十二年十二月十一日午後二時開議

第一 常任委員の辞任の件

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御覽議がなければ朗読を省略いたします。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御覽議がなければ朗読を省略いたします。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御覽議がなければ朗読を省略いたします。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御覽議がなければ朗読を省略いたします。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御覽議がなければ朗読を省略いたします。

一、利益 現下の行刑上の緊急問題の解決に資する。
一、方法 関係者から意見を聴取し、必要に應じ刑務所施設及び構外作業に適する産業施設を实地調査する。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。
昭和二十二年十二月十日
司法委員長 伊藤 修
参議院議長 松平恒雄君

一、利益 電力復興を通じて現下の産業再建並びに国民生活の安定に資する。
一、方法 第一回国会の調査の継続として、電力関係者からの意見の聴取及び資料の蒐集をなし、又必要に應じて現地を調査する。
一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。
昭和二十二年十二月十日
委員長 佐々木良作
参議院議長 松平恒雄君

開きます。この際お諮りして決定したいことがございます。在外同胞引揚問題に関する特別委員長より、北海及び東北四縣における引揚者の受入施設等を实地調査するため、北海道に、木下源吾君、山田節男君、淺岡信夫君、北條秀一君を来る二十日から二十六日まで七日間及び東北地方に木内キヤウ君、横橋貞六郎君、千田正君を、来る二十日から二十三日まで四日間の各日程を以て派遣したいとの要求がございました。これら七名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。
議事の都合により暫く休憩いたします。
午後四時十五分休憩

午後六時四十分開議
○議長(松平恒雄君) これより休憩前に引続き會議を開きます。
本日全国選挙管理委員会の委員欠部員治君の委員辞任届出の手續がございました。つきましてはこの際補欠委員の指名を行います。
○小川久義君 只今議題となりました全国選挙管理委員会の委員の補欠委員の指名につきましては、先例により先ず指名される者を議長において定められ、而して議長はその指名された者について議決することの動議を提出いたします。

○議長(松平恒雄君) 小川久義君の動議に賛成いたします。
○議長(松平恒雄君) 小川君の動議に賛成の諸君の起立を請います。
〔賛成起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めました。つきましては補欠委員に指名される者として佐々木吉郎君を指名いたします。これより佐々木吉郎君について表決を行います。佐々木吉郎君を全国選挙管理委員会の委員に指名することに賛成の諸君の起立を請います。
〔賛成起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めました。よつて本院は佐々木吉郎君を全国選挙管理委員会の委員に指名することに決しました。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、常任委員辞任の件、昨日予算委員大野幸一君、通信委員中村正雄君よりそれぞれ理由を附して委員辞任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として予算委員に中村正雄君を、通信委員に大野幸一君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 報告をいたさせます。
〔吉木孝事朗読〕
本日内閣から予備補充のため左の議案が提出された。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。
昭和二十二年年度一般会計予算補正(第十二号)
昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第六号)
予算委員会に付託

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案
大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
財政及び金融委員会に付託
本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。
昭和二十二年年度一般会計予算補正(第十二号)
昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第六号)
予算委員会に付託
政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案
大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
財政及び金融委員会に付託
本日委員から左の報告書を提出した。

昭和二十二年年度一般会計予算補正(第十二号)、昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第六号)可決報告書
政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案可決報告書
大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
財政及び金融委員会に付託
本日委員から左の報告書を提出した。

昭和二十二年年度一般会計予算補正(第十二号)、昭和二十二年年度特別会計予算補正(特第六号)可決報告書
政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案可決報告書
大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
財政及び金融委員会に付託
本日委員から左の報告書を提出した。

官報号外

昭和二十二年十二月十二日

参議院會議錄第二号

議長の報告

実地調査のため議員派遣の件

全国選挙管理委員会補欠委員の指名

法律の一部を改正し、法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) この際日程に追加して昭和二十二年一般会計予算補正(第十二号)、昭和二十二年特別会計予算補正(第六号)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長(長岡弘毅君)。

審査報告書

昭和二十二年一般会計予算補正(第十二号)
昭和二十二年特別会計予算補正(第六号)
(特第六号)
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月十一日

予算委員長 長岡 弘毅

参議院議長 松平 恒雄

多数意見者署名

木内 四郎 川上 嘉
藤田 芳雄 石坂 豊一
小野 光洋 河野 正夫
森下 政一 木下 源吾
奥 竹めお 鈴木 順一
佐々木龍蔵 村尾 重雄
寺尾 豊 木村 義八郎
波多野 鼎 服部 敦一
大野 幸一 鈴木 直人
大島 定吉 江熊 哲翁
小畑 哲夫 飯田 精太郎
要領書
一、委員会の決定の理由
昭和二十二年一般会計予算補正(第十二号)及び昭和二十二年

特別会計予算補正(第六号)案は、政府職員等に對する一時手当の支給に關する法律案に伴う予算補正であつて、最近の經濟情勢より見て適切な処置と認めらる。

二、事件の利害得失
最近における諸情勢の変化に伴う政府職員等の困難なる生活事情を緩和することが出来る。

三、費用
本補正案による予算の増加額は、一般会計においては、歳入歳出共三十四億七千四百九十九万四千六百六十六円、特別会計への繰入れ六億八千五百三十三万三千三百六十六円、地方公共團體への貸付金十三億九千六百八十八万四千三百三十二円、合計四十二億三千四百九十九万九千九百九十九円を必要としますが、貿易資金繰入れ七億六千万円を修正減少したし、差引き三十四億七千四百九十九万九千九百九十九円を増加と相成るのであります。

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月十一日
参議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十二年特別会計予算補正(第六号)
右は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月十一日
参議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄

〔櫻内展郎君發議、拍手〕
○櫻内展郎君 只今議題となりました昭和二十二年一般会計予算補正第十二号及び昭和二十二年特別会計予算補正第六号案の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。本十一日慎重に審議いたしました。

て、質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

さて、本案は、政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案に伴う必要なる経費につきまして、予算の補正をなさんとするものであります。

先ず一般会計について申し上げますと、その歳出においては、政府職員に對し、一時手当を支給するに必要なる経費として、一般会計職員分十億四千九百六十六万六千六百六十六円、地方公共團體への貸付金十三億九千六百八十八万四千三百三十二円、合計四十二億三千四百九十九万九千九百九十九円を必要としますが、貿易資金繰入れ七億六千万円を修正減少したし、差引き三十四億七千四百九十九万九千九百九十九円を増加と相成るのであります。

一般会計よりの受入れ金によるの外、鐵道及び通信事業特別会計においては建設勘定所屬職員の時給手当支給に必要な経費の財源として、公債金収入一億二千三百三十四万五千円を充當するものであります。

本案審議に當りましては各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對し懇切なる答弁がありました。今その質疑應答の主なるものを申し上げます。

一、委員より中労委の裁定による二・八ヶ月分となつておるが、残りの〇・八ヶ月分に対してはいかなる処置をとるつもりであるかと質疑に對し、政府委員より、中労委の裁定を尊重し、残りの〇・八ヶ月分に対しては、これが財源を檢討の上、休会明けの国会に提出して御審議を願うつもりであるとの答弁がありました。又一委員より、本案の支出には賛成であるが、その財源が額草の値上げ等大衆課税による収入を充當しておるが、他に適當な財源はないかと質疑に對し、政府委員より、國家財政の現狀においては極めて困難であるが、今後の分については極力檢討する旨の答弁がありました。尙本案の提出に至るまでの中労委と政府との交渉経過等につき西尾官房長官より詳細なる説明があり、その他重要な質疑應答がありましたが、これらは速記録により御承知を願いたいと思ひます。かくて討論に入り、採決の結果全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。ここに御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより兩案の採決をいたします。兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて兩案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追加して、政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案、大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、いずれも政府提出衆議院送付、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長(長岡弘毅君)。

審査報告書

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月十一日

財政及び金融委員長 長岡 弘毅

参議院議長 松平 恒雄

多数意見者署名

伊藤 保平 玉屋 喜章
渡邊 甚吉 木村 義八郎
森下 政一 木内 四郎
深川 孝二 西川 甚五郎
松嶋 喜作 星 一
波多野 鼎 下條 恭兵
川上 嘉 山田 佐一
要領書
一、委員会の決定の理由

本法案は、全通その他の官公職員労働組合の要求に対する中央労働委員会との調停案を尊重し、政府はさきに政府職員に対し月収一ヶ月分に相当する一時手当を支給することとしたが、今回更に政府職員の生活の事情に鑑み、その生計を維持するとともに民間給与水準との均衡を考慮し、これに影響を與えない範囲内において追加支給の措置を講ずることとし、平均して月収一ヶ月分に相当する一時手当を追加支給し、支給率については前回と異なり、地域による生計の差異等の案をも考慮して、月収の七割乃至十三割の範囲内で計算したものとすものである。此際適當な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、前回に決定した一時手当とともに、年末における政府職員の生計事情の窮迫を緩和する利益がある。

三、費用

この法律施行のために要する費用は、一般会計十億四千九百九万四千円、特別会計十九億七千二百余万四千円、合計三十三億二千二百余万四千円、一般会計予算補正第十二号及び特別会計予算補正第六号に計上してある。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月十一日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案

政府は、この法律施行の際現在に職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、當時勤務に就する者に対し、その者の受ける給与の月額七割乃至十三割に相当する金額を一時手当として支給する。但し、平均十割を超えてはならない。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給与、支給割合及び同項の一時手当の支給手続に關し必要な事項は、大蔵大臣が、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

審査報告書

大蔵省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月十一日

財政及び金融 黒田 英雄

参議院議長 松平 恒雄

多数意見者署名

伊藤 保平 西川 甚五郎
渡邊 甚吉 木村 禮八郎
森下 政一 木内 四郎
深川 タエ 玉屋 喜章
松嶋 喜作 星 一
波多野 照 下條 恭兵
川上 嘉 山田 佐一

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正は、大蔵省預金部、國有鐵道事業及び通信事業の各特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足の状況に鑑み、さきに一般会計から所要の繰入金を行い、これら特別会計の歳入不足を補填することとしたが、今回政府職員に対する一時手当を更に一ヶ月分増加支給することとなつたのに伴い、これに必要な金額として、預金部特別会計については九千六百二十二万四千円、鐵道特別会計については九億九千三百九十九万四千円、通信特別会計については五億二千万円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定については八千八百七十八万四千円、年金勘定については二百五十九万七千円を、一般会計から更に繰入れることとし、以上の繰入金については今後これら各特別会計において健全な財政状況を招来した際、各特別会計からそれぞれ一般会計へ返償することとするものであつて、差当り止むを得ない改正と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、政府職員に対する一時手当の増加支給による各特別会計の当面の歳入不足を補填する利益がある。

三、費用

この改正による一般会計からの繰入金増加額は前述の通りである。

別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月十一日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄

大蔵省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律の一部を次のように改正する。

第一項中「十億九千六百二十二万四千円」を「十一億九千二百四十四万四千円」に、「五十九億九千三百九十九万四千円」を「六十九億八千六百八十八万四千円」に、「三十億二千万円」を「三十五億四千万円」に、「八千八百七十八万四千円」を「一億七千七百五十六万八千円」に、「二百五十九万七千円」を「五百九十九万四千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程せられました政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案並びに大蔵省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、この両案につきまして委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告をいたしたいと思います。

〔簡單に呼ぶ者あり〕
先ず政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案につきまして申し上げます。本案は全通その他の官公職員、労働組合からの提議に依ります生活補給金即時支給の要求に対処する中央労働委員会との調停案は、この際政府職員に対し、月収の二・八ヶ月分に相当する一時金の支給を勧告しておるのであります。それで政府は中央労働委員会の調停案は是で得る限り尊重して、その趣旨に應ずるために、先に第一回國会の議決を経まして、月収一ヶ月分に相当する一時手当を支給することに相成つたのであります。今回更に職員の生計の事情に鑑みまして、ここに生活を維持すると共に、民間給与水準との均衡を考慮して、これに影響を與えない範囲内において追加支給の措置を取りたいというので、ここに平均しまして月収一ヶ月分に相当する一時手当を、前回の分に追加して、更にここに支給したいというのであります。この法案に規定してありますところ、は、前回と違ひまして、地域別に地域によりまして生計の差異等も考慮に入れて、月収の七割乃至十三割の範囲で計算した金額を支給したいというのであります。その要します予算につきましては、先程予算委員長からも御説

明がありましたから、これは省略いたします。この手当金の支給の基礎となる給與とか、或いは支給の割合、支給手続等に關して必要なことは、大蔵大臣がこれを定めるということに相成つておるのであります。

本案につきましても質疑におきましては、各委員より有益なる質疑がありまして、これに政府の答弁があつたのであります。これは速記によつて御覽を願ひたいと思ひますが、(賛成)「諸君と云ふ者あり」ただ一点申し上げたいのは、政府はこの財源として、先程予算委員長から御報告があつた通り煙草の値上げということがあつたのであります。その配給煙草を引上げた点につきましても御質問であるのであります。政府は、僅か一ヶ月前にのみまして煙草の値上げをした際において、配給にするところの煙草については値上げをしないということを買つておつたのであるが、ところが僅かの期間において政府は、更にここに配給するところの煙草についても値上げをするというところは、政府の信用に關するところであつて、國民は政府を信頼することはできないやうになる虞れがあるものであるが、いかなる理由の下にかくのごとき引上げをするかという質問に對しましては、大蔵大臣は、これは誠に止むを得ないことである。一般の事情に基きましては決して上げないものであるが、今回は官公職員の給與をするための財源として、誠に止むを得ない次第で行つたのであるといふふうな答弁でありました。詳しいことは速記を中止しておきますから、これを御説明することをお許しを願ひたいと思ひます。

大蔵省預金部、國有鐵道事業及び通信事業の各特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度に於ける收支の状況を鑑みまして、先づ一回國會におきまして一般會計から所要の繰入金を行つたのであります。これらの特別會計の不足を補填することに相成つておつたのであります。が、今回政府におきましては、政府職員に對する一時手当を、前に本院において議決しました金額に、更に先程説明申し上げたやうに一ヶ月分を増加支給することに相成りましたので、これらの特別會計におきまして、その經費の増加支給をいたしまして、必要な金額を更に繰入れる必要があるものであります。そこで第一回國會におきまして議決された法律に、所要の改正を加えようといふのであります。この繰入金は、前回のときもそうであつたのであります。が、特別會計の性質に鑑みまして、当該特別會計におきまして健全な財政状況を招来いたしました場合には、各特別會計におきましてそれ／＼一般會計にこれを返済する予定になつておるのであります。そこでそれと同様の趣旨を以ちまして、先程一時手当支給の政府の額、並びに地方費負担について、予算委員長報告もありましたが、地方の負担のものにつきましては、これを繰入とせずして、貸付にするということであるのであります。これも地方自治体におきまして本來は自治体が支給するのが當然であります。が、これが今日の状況におきましてそうもならないので、ここは貸付とするという説明であつたのであります。

かくて質疑を終りまして、討論採決に入りましたところ、全会一致を以て兩案共政府提案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。これを以て御報告を致します。(拍手)

○議長(松平恒雄君)別に御発言もなければこれより兩案の採決をいたします。兩案各部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君)議員起立と認めます。よつて兩案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(松平恒雄君)御異議がなければ、この際日程に追加して休会の件をお諮りいたします。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○議長(松平恒雄君)議長は參議院長と協議の結果、明日十二月十三日から明年一月二十日まで四十日間、國會の休会をするに協定いたしました。議長が協定いたしました通り決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○議長(松平恒雄君)御異議ないと認めます。よつて明日十二月十三日から明年一月二十日まで四十日間、國會の休会をするに決しました。これにて本日の議事を終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。(拍手)

午後七時九分散會

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

議員

板野 敏次君	中野 重治君	山下 義信君	宿谷 榮一君
西田 天香君	阿竹賢次郎君	岡本 愛祐君	安部 定君
藤田 芳雄君	兼井 傳一君	高田 寛君	久松 定武君
千田 正君	佐々木良作君	小川 以義君	小野 哲君
羽仁 五郎君	岩間 正男君	小川 久義君	鈴木 直人君
星野 芳樹君	川上 嘉君	青山 正一君	楠見 義男君
田村 文吉君	江熊 哲翁君	西郷吉之助君	三好 始君
		加賀 操君	服部 敦一君
		松村良一郎君	飯井 伊介君
		町村 敬實君	寺尾 博君
		飯田精太郎君	小杉 イ子君
		尾崎 行雄君	岡部 常君
		岩男 仁藏君	徳田貞六郎君
		奥 芳一君	早川 慎一君
		北條 秀一君	鎌田 勇郎君
		徳川 宗敬君	宮城タマヨ君
		河井 彌八君	下條 康雄君
		木下 辰雄君	佐藤 尚武君
		山本 勇造君	田中耕太郎君
		中村 正雄君	カニエ邦彦君
		千葉 信君	大野 幸一君
		内村 清次君	中平常太郎君
		木村精八郎君	下條 恭長君
		山田 節男君	赤松 常子君
		丹羽 五郎君	河崎 ナツ君
		金子 洋文君	藤井 新一君
		岡村文四郎君	佐伯明四郎君
		木下 源吉君	門川 定藏君
		堀内 到君	宇都宮 登君
		井上なつゑ君	石川 準吉君
		渡多野 鼎君	原 虎一君
		岩本 月洲君	河野 正夫君
		新谷貞三郎君	島 清君
		若木 勝蔵君	太田 敏見君
		結城 安次君	伊藤 修君
		吉川末次郎君	天田 勝正君
		田中 信義君	植竹 春彦君
		紅澤 みつ君	深川タマエ君
		木内キヨウ君	高良 とみ君

原口忠太郎君 竹中 七郎君
澤川榮左門君 星 一君
三木 治朗君 大島義夫雄君
田中 利勝君 淺井 一郎君
村尾 重雄君 鈴木 清一君
岩本 哲夫君 佐々木龍藏君
稻垣平太郎君 岡田 宗司君
森下 政一君 小泉 秀吉君
塚本 重蔵君 林屋龍次郎君
木内 四郎君 櫻内 辰雄君
川村 松助君 堀 天治君
西川甚五郎君 奥 圭一郎君
山田 佐一君 黒田 英雄君
寺尾 豊一君 草葉 隆岡君
石坂 順助君 柴田 政次君
板谷 武雄君 松野 喜内君
黒川 政二君 大岡 憲二君
一松 六郎君 仲子 隆君
深水 光洋君 中川 幸平君
小野 三郎君 橋本茂右衛門君
水久保善作君

國務大臣

内閣總理大臣 片山 哲君
國務大臣 西尾 末藏君
商工大臣 水谷長三郎君
大藏大臣 齋藤 勉夫君

定價 一部 二四二十錢

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本町町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇圖書課